

1 概況

人口減少や少子高齢化、過疎化等により地域の活力は衰退し、ライフスタイルの変化もあって地域の魅力や個性が薄れようとしている。また、来春の北陸新幹線延伸によるストロー効果で地元商店街の地盤沈下も心配される。このような課題を乗り越え、安心と安全に支えられた持続的に発展するまちづくりが、いま、求められている。

こうした中で妙高市文化ホールは、劇場法の前文にもある「文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点」であり、「人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能」が期待されている。

当事業団は昨年、芸術文化という感性で個性豊かで創造性のあふれるまちづくりを推進するため、「かおり高い文化の継承」と「地域の魅力＝人づくり」を統一テーマとし、地域の歴史と文化そして文化の持つコミュニケーション力を活かした妙高市文化ホール開館30周年記念事業「オペラ白狐（びゃっこ）」を世界初演した。

このオペラは、妙高市赤倉が終焉の地で没後100年でもあった岡倉天心が信太妻伝説をもとに英語で書き残した唯一のオペラ戯曲「白狐」を原作とし、自然の素晴らしさとそこから生まれた地域の文化をもう一度思い起こし、日本人の精神的価値観ともいえる愛と寛容、そして絆を回復することを目的として開催され、関連事業を含め多くの市民が参加した。

今後、このような地域の文化芸術を「守り、育てていくとともに、新たに創り続けていくこと」そして、そのために「必要な人材の養成等を強化していく必要」がある。

2 基本方針

「守り、育て、創造する」をテーマとして、定款の目的である市民の自主的な芸術文化活動を推進し、市民文化の向上と地域文化の創造を図り、健康で明るく、こころ豊かな市民社会形成に寄与するため、妙高市文化ホールを拠点として教育及び文化の向上並びに福祉の増進を図り、「学習の機会や優れた芸術文化活動の鑑賞、発表の場の提供」「市民の自由で、清新な創造エネルギーを活かした個性と心豊かな地域文化、市民文化の推進」を基本方針とする。

3 事業内容

(1) 公益目的事業（公益財団法人妙高文化振興事業団定款第4条）

①魅力ある芸術文化鑑賞機会の提供

質の高い舞台公演を通じ、地域に住む人々の芸術文化享受の機会増大を図る。

ア 東京アカデミックポップスオーケストラ公演

②市民参加協働事業の充実

市民の企画や参加する事業を通じ、地域の芸術文化活動を喚起する。

- ア けやきの森ジュニア合唱団
- イ 妙高ヴァイオリン教室（幼児・初心者向け）
- ウ 演劇教室
- エ マイ マリンバ！
- オ スタインウェイをマイピアノに！
- カ 文化ホールはじめて教室（初級演奏教室・初級音響照明操作教室）
- キ 鼓童和太鼓ワークショップ

③教育機関や演奏家、芸術カンパニー等と連携した事業の推進

大学等と連携した事業や学校等への出前公演、芸術カンパニーによるワークショップなどを通して、より多くの子供たちに文化芸術との出会いの機会を提供し、将来の観客と芸術家を育成する。

また、演奏家等と連携し、リーズナブルな料金の文化公演を提供することにより、気軽に文化に触れるきっかけ作りを行う。

- ア ワンコインコンサートシリーズ（県内演奏家等）
- イ ワンコインコンサート特別編（アカペラ）
- ウ 市内5歳児対象 音楽アウトリーチ公演（県内演奏家等）

④芸術文化関係団体や市との協働によるまちづくりのための事業実施

芸術文化関係団体と連携して、伝統芸能の保存継承や市民ボランティアの養成を通じ、賑わいのあるまちづくりを目指すとともに、市と連携し文化施策の推進を行う。

- ア 妙高和太鼓フェスティバル
- イ 妙高演劇フェスティバル
- ウ 妙高彩生アート展
- エ 市民企画展
- オ 邦楽の調べ
- カ 受託事業（妙高市）
 - ・小中学校芸術鑑賞教室
（小学校低学年・小学校高学年・中学校全学年 各1回公演）
 - ・アートステージ妙高推進事業
（東京芸術大学学生による指導会）
（Myokoウインドオーケストラ演奏会）
（妙高アートギャラリー）
- キ 補助事業（妙高市）
 - ・アートステージ妙高推進事業
（アートステージ音楽祭）

⑤芸術文化福祉施設の管理運営と貸与

指定管理者として市より管理受託する妙高市の芸術文化福祉施設の管理運営を行うとともに、文化・福祉活動を行う市民に貸与することにより、教育・文化の向上と福祉の増進を図る。（指定管理期間：平成29年3月31日まで）

- ア 妙高市文化ホール
- イ 新井総合コミュニティセンター
- ウ 妙高市図書館
- エ 新井ふれあい会館
- オ 妙高市新井市民の広場

(2) 収益事業（公益財団法人妙高文化振興事業固定款第5条）

公益目的事業の推進に資するため、公益事業として行う妙高市の芸術文化福祉施設の貸与事業未使用時に、教育文化の向上と福祉の増進を図る目的以外の利用に対して施設を貸与する。なお、収益については公益目的事業の財源に充当する。